|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **（障害福祉制度・施策関連情報）** | | **2025（令和7）年度**  **４号（通算42９号）**  **2025(令和７)年８月１日発行** |
| 本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に  事務局をおく、セルプ協・身障協・全救協・  厚生協・障連協の協議員・役員・構成団体、  と都道府県・指定都市社協に電子メールで  お送りします。 | [発行] 全国社会福祉協議会　高年・障害福祉部  〒100-8980東京都千代田区霞が関3-3-2  新霞が関ビル内  TEL 03-3581-6502　 FAX 03-3581-2428  （E-mail） [z-shogai@shakyo.or.jp](mailto:z-shogai@shakyo.or.jp) | |

|  |
| --- |
| ◇◆◇…今号の掲載内容…………………………………………この目次は本文にジャンプします…◇◆◇ |
| [Ⅰ．関連情報 1](#_Toc204874811)  [１．【障害福祉制度・施策関連情報】 1](#_Toc204874812)  [（１）【厚労省】「第２回　障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」が開催 1](#_Toc204874813)  [（２）【厚労省】「第47回　障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」が開催 2](#_Toc204874814)  [（３）【厚労省】「第７回　今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」が開催 3](#_Toc204874815)  [（４）【厚労省】「災害対応に係る保健医療福祉関係団体連絡会議」が開催 3](#_Toc204874816)  [（５）【厚労省】「第147・148回　社会保障審議会障害者部会」が開催 5](#_Toc204874817)  [（６）【内閣府】「第84回　障害者政策委員会」が開催 5](#_Toc204874818)  [（７）【内閣府】「手話施策推進法」が公布・施行 6](#_Toc204874819)  [（８）【国土交通省】自動車事故被害者支援体制等整備事業に関わる一部事業の公募期間が延長 6](#_Toc204874820)  [２．【関係団体からのお知らせ】 6](#_Toc204874821)  [（１）第29回NHKハート展（締切：９月４日（木）（消印有効）） 6](#_Toc204874822)  [（２）【洲崎福祉財団】令和７年度上期・一般助成（西日本・首都圏含む）公募のご案内 7](#_Toc204874823)  [（3）【共生社会を創る愛の基金】第14回シンポジウムのご案内 7](#_Toc204874824) |

# **Ⅰ．関連情報**

## 

## １．【障害福祉制度・施策関連情報】

## （１）【厚労省】「第２回　障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」が開催

６月25日（水）、厚労省「障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会」の第２回が開催されました。

検討会では、まず厚生労働省の　伊藤 洋平 障害福祉課長（当時）が、前回検討会での構成員の意見を踏まえた論点整理（資料1）について説明しました。その後、小澤 温 座長（長野大学社会福祉学部教授）の進行の下で、前半は「１．障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿」、後半は「２．今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性」と「３．その他」に関して委員全員から発言がありました。

「１．障害者支援施設に求められる役割・機能、あるべき姿」について、厚労省は、①意思決定支援、②地域移行を支援する機能、③地域生活を支えるセーフティネット機能、④入所者への専門的支援や生活環境―の４点に大きく整理しました。また、「２．今後の障害福祉計画の目標の基本的方向性」については、①待機者のニーズの捉え方、②障害福祉計画に係る基本方針の目標設定、③グループホームの目標の方向性、④人手不足の中での生産性向上、⑤施設整備費補助金の対象要件との整合性―の５つの観点を挙げ、構成員からの意見を求めました。

全国身体障害者施設協議会から代理出席した田原　薫副会長は、障害者支援施設が専門的な支援を更に推進するために、スキルを向上し、チームケアでの手厚いサービスを提供していくこと、また、利用者のライフステージを視野に入れた支援をすすめるためにも専門職の増員確保が重要である旨を発言しました。

最後に伊藤課長は、構成員の意見をしっかり受け止めて、社会保障審議会障害者部会での障害福祉計画の議論等につなげていくとの発言をしました。当日資料等については、下記よりご参照ください。

[厚労省　第２回　障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会　資料]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59140.html>

## （２）【厚労省】「第47回　障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」が開催

６月25日（水）、厚生労働省「障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」（第47回）が開催されました。令和６年度報酬改定後の動向として、報酬改定の影響検証の進め方や、各サービスの利用者・事業所数の推移、報酬算定状況等のデータが示され、意見が交わされました。

報酬改定の影響検証の進め方については、厚労省からは、「経営概況調査」を現在実施中で、結果の公表は10月を予定しているとの説明がありました。

また、報酬改定前後のデータとして、生活介護、共同生活援助や就労継続支援Ａ型・Ｂ型などの利用者・事業所数の推移、報酬算定状況等について、厚生労働省から説明が行われました。

|  |
| --- |
| **令和６年度報酬改定後の主な動向**  ※全社協　高年・障害福祉部における概要整理  **● 生活介護**  ・ 給付費、とくに加算費用額が増加  ・ 人員配置体制加算について、報酬改定で新設された手厚い配置「1.5：1」区分の算定事業所が増加  **● 就労継続支援Ａ型**  ・ 事業所、利用者、給付費（総費用額）が減少  ・ 事業所は、営利法人の割合が増加  ・ 報酬改定で、基本報酬スコア算定にかかる生産活動の判定スコアを厳格化 → 基本報酬の下位区分が増加  **● 就労継続支援Ｂ型**  ・ 事業所が増加し、営利法人の割合が増加  ・ 報酬改定により、平均工賃月額の計算方式が変更されたこと、手厚い人員配置「6：1」区分が新設されたことから、給付費のうちとくに基本報酬が増加  **● 共同生活援助（グループホーム）**  ・ 事業所が増加し、営利法人の割合が増加 |

説明に対して、アドバイザー（構成員）からは、営利法人の増加を踏まえた設置主体によるサービスの質の評価、就労継続支援Ａ型の利用者の動きや事業所の評価について、とくに意見が集まりました。厚労省からは、アドバイザーの指摘を踏まえ、今後の報酬改定に向けた分析を進めていく旨の発言がありました。

施設入所支援を含む報酬改定前後の各種データの詳細は、下記より資料をご参照ください。

［厚労省　第47回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム　資料］

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59104.html>

## （３）【厚労省】「第７回　今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会」が開催

６月25日（水）、第７回　今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会が開催され、「障害者雇用率制度等の在り方について」、とくに雇用率・納付金制度における就労継続支援Ａ型の位置づけが議論されました。

研究会では、数名の構成員から、Ａ型事業所は雇用率になじまず、雇用率制度からの除外や調整金・報奨金の対象から見直すべきとの意見があがりました。一方で、報酬改定や報奨金・調整金の支給額の減少により、経営困難に直面している就労継続支援Ａ型事業所が多くある現状を踏まえ、Ａ型事業所の役割をあらためて認識するとともに、納付金制度の取扱いに関する検討は慎重に進めるべきといった旨の意見も複数の構成員からあげられました。

今後、Ａ型事業所の実態把握のもと、検討が継続されることとなっています。資料は下記よりご参照ください。

［厚生労働省　今後の障害者雇用促進制度の在り方に関する研究会　資料］

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syokuan_480542_00006.html>

## （４）【厚労省】「災害対応に係る保健医療福祉関係団体連絡会議」が開催

7月2日（水）、厚生労働省で標記会議が開催され、保健医療福祉関係46団体（内、福祉関係24団体）が出席しました。

本会議は、今後大規模災害が発災した場合に迅速かつ円滑な保健医療福祉活動が可能になるよう、平時からの関係機関の連携強化を図ることを目的としたものです。令和6年能登半島地震後、政府において関係機関、団体間の連携を強化すべきとの認識が高まり、また本年の改正災害救助法（7 月 1 日施行）により、DWAT（災害派遣福祉チーム）の活動範囲が避難所にとどまらず、在宅、車中泊等で避難生活を送る要配慮者にも拡大されることとなりました。

こうした状況を踏まえ、冒頭の挨拶において福岡 資麿 厚生労働大臣から、「今回初めて開催する本会議は、各団体から、これまでの対応を踏まえた今後の取り組み、意向を話してもらえる大変貴重な機会と考えている。今回報告される内容を踏まえ、平時からの保健医療福祉の関係者の連携強化に取り組んでいきたい」との期待が述べられました。

本会議には、全社協や構成組織からも参加し、能登半島地震等における活動の振り返り、今後の災害対応に向けた取り組み等について、それぞれ意見を表明しました。（以下に一部団体の発言を抜粋整理）

|  |
| --- |
| 全国社会福祉協議会 金井 正人 常務理事  ・社協をはじめ、福祉関係者はDWAT派遣、災害ボランティアセンター支援、被災施設等への応援派遣等、災害時に被災者に寄り添った支援に取り組んできた。  ・災害救助法に「福祉サービスの提供」が追加されたが、制度運用の大幅な拡大が必要。  ・平時から人材確保、育成のための研修・訓練、災害支援、被災者の生活再建に携わる関係者と連携、協働を緊密に取り、専ら従事する「災害福祉支援センター」を設置し、迅速な体制整備とそのための財政支援が必要。 |
| 全国社会就労センター協議会 叶 義文 会長  ・能登半島地震で被災した就労支援施設からのヒアリングを通じ、改善すべき課題として次のことが挙がっており、対応が必要。  ①報酬の「日払い」問題。災害による休業期間の報酬がなくなり、事業所運営に支障をきたす。報酬の保障の仕組みが必要。  ②災害により就労事業ができなくなったとき、就労継続支援A型には雇用調整助成金があるが、B型には工賃を保障する仕組みがない。  ③生産設備の復旧や、災害で仕事がなくなったときの支援も必要。  ④応援職員の宿泊先の確保や給与の考え方等についても、制度を整理・構築する必要がある。 |
| 全国身体障害者施設協議会 白江 浩 会長  ・日常的に福祉避難所のネットワーク、横のつながり体制の構築が必要。同時に福祉避難所に期待する機能に相応しい人的・物的体制を整備するための補助制度の整備が必要。  ・障害分野で整備が進められている地域生活支援拠点（※）には、現在5つの機能が整理されているが、会員施設が拠点を担うことを推進している当会では、防災機能等の3機能の追加を要望している。その実現をめざすことで、日頃からの地域連携強化につながる。  ※障害者の重度化、高齢化等の状況変化時の選択肢が施設等入所に限定されないよう、生活を地域全体で支える居住支援のための諸機能をもつ場所や体制  ・障害分野で作成されている個別支援計画の延長線上にある避難時の個別避難計画の作成と避難後の災害ケースマネジメントが連動する体制の構築が必要。 |
| 全国救護施設協議会 大西 豊美 会長  ・避難所から地域への移行も選択肢に入れながら支援を展開する必要がある。救護施設は利用者の地域移行を含めた支援を日常的に行っているため、今後要請があれば協力できることは多いと考える。  ・福祉避難所の設置について、行政と福祉施設が協定を結んでいる例は全国的に増えているが、発災時に、当該施設の被害状況等により実際には運営できない例もある。そのため、より広域的に福祉避難所を計画する必要があるのではないか。  ・高齢者や障害者等、発災時に福祉避難所へ自ら移動することが困難な地域住民について、平時から情報の把握と移動方法を整理しておく必要がある。大阪ではすでにそのような取り組みが行われている。 |
| 全国社会福祉法人経営者協議会 谷村 誠 副会長  ・災害対応を見据えた職員配置（財源確保）や施設建物の耐震化等の一層の推進、非常用自家発電設備等の整備促進、事業継続と地域支援を見越した備蓄品の拡充といった災害時の福祉支援の中心を担う社会福祉法人・福祉施設等の強靭化が急務。  ・次なる大規模災害に備え、発災時に即応する拠点となる社会福祉法人・福祉施設の指定、整備の促進。  ・災害関連死を防ぐための国と地方、官と民の連携体制の構築、社会福祉法人・福祉施設、社会福祉協議会の果たす役割の明確化。 |

当日の資料については、下記をご参照ください。

[厚労省　災害対応に係る保健医療福祉関係団体連絡会議　資料]

<https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_59204.html>

## （５）【厚労省】「第147・148回　社会保障審議会障害者部会」が開催

社会保障審議会障害者部会の第147回が６月26日（木）、第148回が７月24日（木）に開催されました。

第147回部会では、「第６期障害福祉計画の成果目標の実績及び第７期障害福祉計画の成果目標について」が取り上げられ、障害福祉計画で定める目標設定の在り方や、施設入所者の地域生活への移行を支援する体制整備、福祉施設から一般就労への移行等について議論されました。

また、そのほかに療育手帳の在り方の検討状況や、成年後見制度の見直し、障害者の地域生活支援も踏まえた障害者支援施設の在り方に係る検討会について等が報告されました。

第148回部会は、「障害福祉分野における地域差・指定の在り方について」を主な議題として開催され、障害福祉サービスにおける地域差の現状や、サービス見込み量と事業者指定、いわゆる総量規制の在り方、また市町村からの意見申出制度、サービスの質の確保に係る取り組みなどが論点に示されました。

また、「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会において、人口減少・サービス需要の変化に応じたサービスモデルの構築や、人材確保と職場環境改善・生産性向上（DX）、並びに経営支援に係る福祉サービスの共通課題等についての議論状況が報告されました。下記より資料をご参照ください。

［厚生労働省］

<https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho_126730.html>

## （６）【内閣府】「第84回　障害者政策委員会」が開催

７月16日（水）、「第８４回　障害者政策委員会」が開催され、①「つなぐ窓口」について、②手話施策推進法の施行について、③「ともともフェスタ2025～迎賓館からはじまる共生社会～」開催についての報告がありました。

①に関しては「障害を理由とする差別の解消に向けた相談窓口の施行に係る調査研究」の報告書概要版と報告書について、②に関しては「手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）」の概要と条文、法律の施行通知と全日本ろうあ連盟の石橋 大吾理事長の寄稿について、③に関してはともともフェスタ2025の概要について、それぞれ資料説明と意見交換がありました。資料は下記よりご参照ください。  
  
[内閣府　第８４回　障害者政策委員会]  
<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/seisaku_iinkai/k_84/index.html>

## （７）【内閣府】「手話施策推進法」が公布・施行

６月２５日（水）、「手話に関する施策の推進に関する法律」（以下「手話施策推進法」）が公布、施行されました。

「手話施策推進法」には、手話が使用される方々にとって日常生活を営む上での重要な意思疎通のための手段であることを鑑み、手話の習得・使用や、手話文化の保存・継承・発展、国民の理解と関心の増進等に関する基本理念が定められています。また、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、手話に関する施策を総合的に推進することが目的とされています。概要と本文については、下記よりご参照ください。

[内閣府　手話に関する施策の推進に関する法律]

<https://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/jsl.htm> l

## （８）【国土交通省】自動車事故被害者支援体制等整備事業に関わる一部事業の公募期間が延長

国土交通省が実施する「自動車事故被害者支援体制等整備事業」から、「受入環境整備事業」「在宅療養環境整備事業」の２つの補助事業について、公募期間が令和７年８月29日（金）まで延長されています。

　本事業は、民間団体等への助成を通じ、自動車事故により重度の後遺障害を負われた方及びそのご家族が安心して生活を送れる環境の整備を進めることが目的とされています。

　「受入環境整備事業」は、いわゆる介護者なき後に備え、事業所の設備導入や介護人材確保等に係る経費を補助するもので、補助対象事業者は「共同生活援助」「施設入所支援」となっています。「在宅療養環境整備事業」は、在宅で療養生活を送っている自動車事故による在宅重度後遺障害者の介護を担う方々が病気・ケガ・その他さまざまな理由で介護が難しくなる場合に備え、事業者に補助金を交付するもので、補助対象事業者は「居宅介護」「重度訪問介護」となっています。

　詳細や申請方法については、下記サイトをご参照ください。

[国土交通省　自動車事故被害者支援体制等整備事業　]

<https://www.jidousyajiko-sien-r7.jp/>

## ２．【関係団体からのお知らせ】

## （１）第29回NHKハート展（締切：９月４日（木）（消印有効））

社会福祉法人NHK厚生文化事業団が主催する「第30回NHKハート展」は、障害のある人や、障害者とともに歩む家族や周囲の方々からの詩を募集中です。

１．募集内容：障害のある人や障害者とともに歩む人が書いた100字程度(短くても可)の詩

２．応募締切：９月４日（木）（消印有効）

３．応募方法：郵送による応募、インターネットによる応募

詳細（募集要項）は下記ホームページをご参照ください。

[NHKハート展]第30回 詩の募集

<https://www.nhk.or.jp/event/heart/poemform/>

## （２）【洲崎福祉財団】令和７年度上期・一般助成（西日本・首都圏含む）公募のご案内

公益財団法人洲崎福祉財団では、令和７年７月１日（火）より、上期・一般助成（西日本・首都圏含む）の申請受付が開始されています。詳しくは、下記およびホームページをご確認ください。

【対象エリア】本店所在地が西日本エリア（三重県・滋賀県・京都府以西）、または首都圏（１都３県）に所在

【対象事業】

・障害児・者の自立と福祉向上を目的とした各種活動

・障害児・者に対する自助・自立の支援事業

・採択後、令和７年12月1日から申請事業を開始し、令和８年５月31日までに終了する事業

【対象団体】

・営利を目的としない次の法人格を取得している団体（公益財団法人・公益社団法人、一般財団法人、一般社団法人（非営利型限定）、社会福祉法人、特定非営利活動法人、認定特定非営利活動法人ほか）

　・法人格のない任意団体は、当財団の理念に沿う公益活動において３年以上の継続的な実績と、これを証明する資料があり、且つ今後２年以内に法人化する予定がある営利を目的としない団体であれば対象

　・難病患者会については、法人格の有無や活動年数などは不問で対象とする

【助成金額】予算5,000万円　1件あたりの上限金額は以下の通り（下限金額はいずれも10万円）

　　　・福祉車両　400万円

※車椅子等の昇降装置を装備した、車両本体の消費税が非課税の車両

　　　・一般車両　250万円

　　　・物品購入　200万円

　　　・施設工事　300万円

　　　・その他　　　200万円

【受付期間】令和７年７月１日～令和７年８月16日（消印）

【ホームページ】<https://swf.or.jp/support1/>

## （3）【共生社会を創る愛の基金】第14回シンポジウムのご案内

共生社会を創る愛の基金による、第14回シンポジウムが開催されます。テーマは「「罪に問われた障がい者」の支援を新たなステップへ～ともに地域で暮らし続けるために～」となっています。

参加費は無料で、オンラインでの参加は申し込み不要、会場参加には申し込みが必要となっています。詳細は下記をご覧ください。

【日　　時】2025年8月3日（日）10:00～17:00

【開催方法】会場参加とオンライン（Zoomウェビナー）のハイブリッド開催

【会　　場】飯田橋（東京都）近隣の会議室　　※申込者に詳細の場所をご案内します。

【参加対象】どなたでも参加できます

【参 加 費】無料

【定　　員】会場参加／若干名

【主なプログラム】

　＜第1部＞

　○行政報告

　　法務省、厚生労働省より

　＜第2部＞115年ぶりの刑法改正「処罰」から「更生」へ

　　　　　 ―知ることから始めよう―

　○基調講演：懲役から拘禁刑へ ～刑法改正にこめたもの～

林 眞琴氏（弁護士／第31代検事総長）

　○対談：林 眞琴氏×村木 厚子氏（共生社会を創る愛の基金 顧問）

　○実践報告

　　市原青年矯正センター

　　長崎刑務所

　　海外の取り組み：内山 登紀夫氏（よこはま発達クリニック 院長）

　○リレートーク

　　①更生保護の取り組み：今福 章二氏（元法務省保護局長）

　　②現場の取り組み1：奥田 知志氏（NPO法人抱撲 理事長）

　　③現場の取り組み2：渡部 淳氏（一般社団法人日本農福連携協会）

　　④研究者より：水藤 昌彦氏（山口県立大学社会福祉学部 教授）

　○まとめ：村木 厚子氏×野澤 和弘氏（植草学園大学 副学長）×山本 宏一

　　　　　　氏（法務省矯正局 総務課長）

【申込方法】会場参加をご希望の方は、Peatixにてお申込みください。

<https://ainokikin2025.peatix.com>

　　　　　　※オンライン参加の方は、下記詳細ページのZoomウェビナー参加

　　　　　　　アドレスより直接ご参加ください（事前申込は不要）。

【詳　　細】下記URLをご覧ください。

<https://ainokikin.com/>

【問合せ先】「共生社会を創る愛の基金」シンポジウム事務局

　　　　　　（社会福祉法人南高愛隣会内　担当／南口、本田）

　　　　　　 TEL：080-9061-7205（担当者直通）

　　　　　　 E-mail：[ainokikin@airinkai.or.jp](mailto:ainokikin@airinkai.or.jp)